

市が配布「環境保全協定(素案)」とは何か

(発行): 武田問題対策連絡会 <http://www.shounan.biz/>



参考 研究所敷地の図中、印は動物焼却炉の位置、道路から3～40mに焼却施設がある

藤沢市と鎌倉市にまたがる武田薬品の新研究所は、
P3実験室を設け、動物実験を研究所の柱に据えて新薬開発をおこなう
研究員1200人と補助員800人を擁する巨大研究所です。
私たち市民には想像できない最先端のバイオ実験を行う施設となるので、
研究所に隣接する住宅密集地に居住の市民は、操業に不安をいただいています。

藤沢・鎌倉両市が配布した「**環境保全協定**」とは、武田から研究所の届出を受けた両市の行政と武田薬品とが、病原体等の実験材料が漏れて公害が発生しない様、市民や研究員が被害を受けない様、対策の協議を開始し、初めて周辺住民に知らせたものです。
素案とは、協定の目次みたいなもので、協議し項目と内容が整理できたという意味です。

(アリナミン工場のときは、工場建物は今の研究所より小さかったし
時折の悪臭を除けば、工場騒音も気にかからない程度、車の出入りも少なく
住民から見て、今の住宅地に安心して住んでいられる隣人だった)

今度来る隣人は、建物も大きくたいへん活動的で、工場以上にエネルギーに研究活動します
水は毎日上水を4500立方メートル取り入れます。都市ガスは毎日4万1千立方メートル取り入れます
現地で新鮮な空気を毎時800万立方メートル取り入れます。
むろん研究所は、水も空気もエネルギーも、同じ量を外へ放出します
これだけ活発に活動する研究所ですが、活動内容は市民にはほとんど知らされていません
建設に係わる許可や届出を通して、県と藤沢・鎌倉両市の窓口が知るのみです。

新研究所の操業開始に備え、今後藤沢市と鎌倉市は武田薬品と協議し
業務のうち、研究所内外の安全にかかわるあらゆる事項について
武田の新研究所が遵守すべき内容を協定にまとめる、としています。

環境保全協定(素案)をよく検討し、市に意見を提出することが必要です

新研究所の「環境保全協定」を問う

市配布「協定」内容のどこに問題があるか？ また、その理由は？

配布された「協定」条項の内容文はごく簡単に書かれていますが、それでも問題が多く含まれています。ごく基本的な問題点に絞り、武田問題対策連絡会の意見を以下に記載します。

第4条（リスクコミュニケーション）市民の生命と健康を守る上で極めて重要な事項です。第13条と14条と関連し、P3施設の稼働問題に係わる条項です。14条の「微生物」とは、危険な細菌やウイルスを意味しますので、市民の生命安全に影響する実験は、住宅地近くでは行ふべきでは無いことを協定の基本とすべきです。

第7条（大気汚染防止対策）内容に「廃棄物焼却炉」と書かれているのは、5～6月に武田薬品の説明会が設けられたときの「**実験動物の焼却炉**」のことです。動物の死骸のみを処分する焼却炉を指すので、普通のゴミの焼却炉だと読み間違わないでください。また、実験室からの膨大な排気についても規定することが必要です。（右の写真に動物焼却煙突あり）

第8条（水質汚濁防止対策）危険な化学物資や病原体を扱うのに「研究所は工場でない」という口実で、武田薬品など50社と結んだ公害防止協定「工場排水は下水道に流さない」を破棄。なし崩しに下水道接

続を認めた藤沢市長に対し市民が住民訴訟中です。第12条（化学物質の安全管理）有害物質の管理は病原体（細菌やウイルスなど）の管理と同様、重要項目です。廃液の有害物の濃度が法令の規定より低いことが明かな場合は、武田薬品は廃液の分析は行わず「垂れ流し」を予定しています。化学工場勤務や研究所勤務を経験した方に特に活発な意見提出をお願いします。

第18条（地震対策）研究所について建築基準法は安全規定を設けていません。アリナミン工場になる以前は水田と沼地であったことから、液状化危険区域であり、今回の巨大ビルによる研究棟は安全対策がとても重要です。



手前の細い建物に3本の煙突を収納（写真は午後）

鎌倉市環境部は、これから「協定」の条文をどうやって準備し、まとめて行くのか？

鎌倉市は「協定」を周辺の約2千世帯に7月23日より配布しました。武田問題対策連絡会では今回の配布について7月27日に鎌倉市環境部長相澤さんに話しを伺いましたので、市の説明を中心に当面の課題と今後何が予定されているか整理してみました。協定次第では市民の安全が保てないことも懸念されます。

地域により今回「素案」が配布されず、入手をご希望の方は、玉縄支所に申出てお受取りください。

今後の日程について

武田薬品敷地から300m以内の世帯に届け、他に玉縄自治町内会連合会に届けている。

8月いっぱいにかけて「利害関係者」から意見を聞く9月には議会の観光厚生常任委員会に市民意見を付して項目を報告する。（意見は配布世帯以外も可）

条文の具体的内容の案は10月いっぱいにもまとめる。11月1日から月末30日までの期間には、条文草案を市民に広報しパブコメも実施する予定。その後12月議会に報告する。条例ではないので、議会の同意事項にはならない。協定のとりまとめは来年1月の予定。

今回の「素案」は、項目とその一般的な説明なので項目の追加や盛り込むべき事項について、市民意見を求める。市は「協定は大きな意味を持つ」と説明。

市民の協定協議参加について

玉縄自治町内会連合会に参加を打診したが、消極的だ。また、市は武田薬品にたいし口頭で市民を何らかの方法で協議に加える意見を示したが「前例がない」という従来からの説明を繰り返し、返答を保留しているとのこと。

実験動物焼却炉について、住民との考えの相違

焼却炉の稼働を禁ずる法律が無いので協定で安全操業を規定する。説明文の「廃棄物焼却炉」は武田薬品の用語のままに配布。実は6月議会の後に市は武田薬品を呼び、考えを糾したが武田薬品は譲らず敷地内を主張。市民が焼却の外注化を要望すれば、要望に沿った対応をすること。多くの市民の意見提出が重要になります。

グループで文書提出し、市長に回答を求めましょう

連絡会では7月に藤沢・鎌倉両市に「安全協定」を申し入れました

安全協定申し入れの詳しい内容を知りたい方は、パンフレットが用意してありますので下記までご連絡下さい

何でも相談を受付けています

よろずご相談事を 右の窓口へどうぞ

連絡会では、2009年秋の新研究所工事に伴い周辺の方々が受ける騒音や振動による苦痛や不安などの苦情、その他バイオ研究への疑問など

武田問題何でも相談 連絡窓口

携帯 090-6317-5547 (小林、藤沢在住)
aoyagipc@jcom.home.ne.jp (青柳、藤沢在住)
携帯 090-4602-1190 (平倉、鎌倉在住)

武田問題何でも相談をお受けしています.

mark.f@zpost.plala.or.jp

(福岡、鎌倉在住)